

第28号議案

中間市火災予防条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年6月10日提出

中間市長 松下 俊男

中間市火災予防条例の一部を改正する条例

中間市火災予防条例（昭和 37 年中間市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(9)の 2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。

第 19 条第 2 項中「第 9 号」を「第 9 号の 2」に改める。

第 21 条第 2 項及び第 22 条中「及び第 9 号」を「、第 9 号及び第 9 号の 2」に改める。

第 45 条に次の 1 号を加える。

(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店、屋台その他これらに類するものの開設（対象火気器具等（令第 5 条の 2 第 1 項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）を使用する場合に限る。）

附 則

この条例は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

中間市火災予防条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 削除</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第3条－第17条の3）</p> <p>第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準（第18条－第22条の2）</p> <p>第3節 火の使用に関する制限等（第23条－第28条）</p> <p>第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第29条）</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2－第29条の7）</p> <p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第30条－第32条）</p> <p>第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第33条－第34条の2）</p> <p>第3節 基準の特例（第34条の3）</p> <p>第5章 避難管理（第35条－第42条）</p> <p>第6章 雑則（第43条－第48条）</p> <p>第7章 罰則（第49条・第50条）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 削除</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第3条－第17条の3）</p> <p>第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準（第18条－第22条の2）</p> <p>第3節 火の使用に関する制限等（第23条－第28条）</p> <p>第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第29条）</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2－第29条の7）</p> <p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第30条－第32条）</p> <p>第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第33条－第34条の2）</p> <p>第3節 基準の特例（第34条の3）</p> <p>第5章 避難管理（第35条－第42条）</p> <p>第6章 雑則（第43条－第48条）</p> <p>第7章 罰則（第49条・第50条）</p>

附則

本則

第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準

(液体燃料を使用する器具)

第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(9) (略)

(9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合には、消火器の準備をした上で使用すること。

(10)～(13) (略)

2 (略)

(固体燃料を使用する器具)

第19条 (略)

2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第9号の2までの規定を準用する。

(電気を熱源とする器具)

第21条 (略)

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第2号及び第5号から

附則

本則

第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準

(液体燃料を使用する器具)

第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(9) (略)

(新設)

(10)～(13) (略)

2 (略)

(固体燃料を使用する器具)

第19条 (略)

2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第9号までの規定を準用する。

(電気を熱源とする器具)

第21条 (略)

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第2号及び第5号から第7号までの

第7号までの規定に限る。)を準用する。

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第22条 火消つぼその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定を準用する。

第6章 雑則

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する

催しに際して行う露店、屋台その他これらに類するものの開設

(対象火気器具等(令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。))を使用する場合に限る。)

規定に限る。)を準用する。

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第22条 火消つぼその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定を準用する。

第6章 雑則

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない。

(1)～(5) (略)

(新設)